

改正宅建業法施行に向けて

昨年の国会で成立したデジタル改革関連法に係る改正宅建業法が5月18日に施行されることとなった。

今般の改正により、宅建業法での重要事項説明書等が電磁的方法による提供が可能となり、IT重説の実施とともに、不動産取引のデジタル化に伴う働き方や業務フローの見直しが期待される。

国土交通省では、かねてからIT重説の社会実験に加えて、電磁的提供方法による書面交付の社会実験を実施のうえ、有識者による検討会を設置し、不動産に係るITの活用方策を探ってきた。そうした背景の中、菅内閣のデジタル化推進により、不動産業界も急速な対応を迫られることとなった。

本会では、来るべき不動産取引のデジタル化に向けて、電子契約システムの構築を検討し、今秋にも会員向けクラウド書式や新流通システム「ハトサポBB」と連動した廉価な電子契約システムを実装し提供する。

併せて6月からは宅建士のWeb法定講習システムの稼働など、今年度より一層のデジタル化を推進し、会員、消費者への期待に応えていくこととする。

令和4年5月18日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久

